

中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会の開催【環境省】

環境省は、4月25日に中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会が開催され、水質汚濁防止法に基づく1,4-ジオキサンの暫定排水基準設定に向けた議論が本格的に開始された。

◆環境新聞 5月11日(水)付

界面活性剤工場

医薬品製造の一部

水濁法特定施設に追加へ

アンケート回答結果(概要)

分類		該事業場数
1、4-ジオキサン	製造	2
	小分け	2
合成樹脂		8
合成ゴム		2
金属・機械	塗料	4
	塗工	2
	塗料、塗工	2
	接着剤、塗工	1
その他有機化合物	感光剤	8
医薬品	医薬品	7
	医薬品原薬	4
ポリエチレンテレフタレート(PET)		9
合成洗剤(界面活性剤)		1
合計		52

(環境省資料より)

1、4-ジオキサン含む排水

暫定基準で議論

1、4-ジオキサンは09年末に環境基準が設定されたもの。塩素系溶剤の安定剤や油脂の抽出などの抽出・反応用溶剤などとして使用されている。環境基準が設定された後、塩化ビニルモノマーなども水濁法に基づき排水基準の検討が進められたが、排出実態などを踏まえた特定施設への追加が必要などから継続審議となっている。

1、4-ジオキサンを排出する施設の状況について同省が調べた結果、08年度のPRTの届出事業所3万9472カ所のうち、1、4-ジオキサ

ンに関する届け出をしていない事業所は92カ所となった。このうち71カ所で水域への排出等がある。この71カ所を対象にアンケートしたところ、64事業所から回答が得られた。このうち有効回答52カ所(表)について取りまとめたところ、酒類製

中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会(委員長・細見正樹東京農工大学大学院教授)の第8回会合が先月25日に都内で開かれ、水質汚濁防止法に基づく1、4-ジオキサンの暫定排水基準設定に向けた議論が本格的に開始された。特定施設の考え方では、水濁法の特定施設ではない界面活性剤の製造工場や一部医薬品製造業について新たな特定施設に追加する方向性が示された。一方で、同じ業でも使用していないケースもあるため、業ではなく1、4-ジオキサンの混合施設など業種横断的な特定施設の規定のあり方も視野に入っており、今後の審議の行方が注目されている。

業種横断の規定検討

中環審
専門委

造業、繊維工業、化学工業、医薬品製造業、プラスチック製品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業が1、4-ジオキサンの排出する業種として挙げられた。排出業種を区分すると、1、4-ジオキサンを製造している場合や原料に含まれる場合、製品製造過程で1、4-ジオキサンが生成する場合に

用していないケースがあるため、従来のように業で区分して特定施設に規定すると適用していない施設まで含まれてしまうため、「1、4-ジオキサンの混合施設」というような業種横断的な規定が視野に入れられている。専門委員会では今後、特定施設の追加に関する審議のほか、暫定排水基準値に関する検討など4回の審議を経て報告をまとめる方針。